

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和7年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(第2日)

令和7年6月12日(木)

令和7年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年6月12日(木) 開議 午前10時00分
散会 午後2時12分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	岡田守		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	伊藤輝美
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

総務課 加藤寿基

令和7年第2回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 5番 伊藤真千子
- (2) 2番 佐々木一也
- (3) 6番 西谷賢治
- (4) 3番 浅尾もと子
- (5) 4番 櫻井孝憲

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。はじめに傍聴の方に、皆さんにご案内いたします。今回から議員の一般質問の通告用紙の方をファイルにしてお手元にあるかと思えます。部数が限られておりますので、傍聴の方が増えた場合はそれぞれ一緒に見るということを含めてですね、ご活用いただければと思いますので、よろしくお願い致します。

出席議員は8名です。日程第1、一般質問を行います。本定例会の一般質問の通告は議事日程の通り5名です。質問は答弁を含めて50分以内で行います。質問者は答弁者とも質問時間を守ってください。質問者は最初に一括質疑方式または一問一答方式のどちらの方法で質疑を行うか述べてください。答弁者ははじめに発言台で行い、その後の再質問に対する回答は自席で行ってください。なお、会議規則では、一般質問は町の一般事務について質すとされています。また、発言はすべて簡明にするものとされています。質問者、答弁者ともに、会議規則に沿って発言されるようお願いいたします。なお、それぞれの議員の一般質問の前に、事務局の準備のため少し時間を取りますので、事前にご了解をお願いいたします。

----- 5番 伊藤真千子 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは5番、伊藤真千子議員の質問を許します。

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。はじめに太陽光発電の施設の適切な管理について、近年、地球温暖化防止やエネルギー政策の観点から、再生可能エネルギーの導入を国が積極的に進められています。中でも太陽光発電は化石燃料の使用削減に貢献し、環境負荷の少ないクリーンなエネルギーとして期待される一方で、太陽光発電施設の設備や運用において、安全管理や環境への影響が懸念される事例も報告されています。太陽光パネルの破損による感電の危険や有害物質の流出、火災リスク、さらに反射光や騒音の影響など、町民の安全や環境に関わることが多く報告され、特に台風や地震などの自然災害には、設備の損傷による被害が拡大する可能性なども懸念される中、すでに町でも数カ所に設置してあり、今後も増える可能性を考えますと、事前の防災対策と適切な管理が必要と考え、以下質問します。1、太陽光パネルの破損事故への対応について伺います。近年、台風などの自然災害によって、太陽光パネルが破損する事故が報告されています。パネルの破損により、感電の危険、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が流出する可能性があります。本町ではそのような事故が発生した際、町民の安全を守るために、どのような対策、対応を取るのか見解を伺います。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

事故が発生した場合には、通報をいただいた方や、その施設の近隣住民に、その破損した施設に近づかせないことが肝心でございますので、施設から離れていただくことを促していきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

再質問。能登半島地震では、太陽光発電施設や設備が広範囲にわたり多数破損し、斜面に敷き詰められたパネルが崩落し道路を塞いだり、東日本大震災でも太陽光システムから出火、また和歌山県では山林火災でメガソーラーが焼け、消防士が感電の危険に遭いながら消火活動にあたっていたようで、まさに命懸けの消火活動であったことと思います。太陽光パネルが破損すると、感電や有害物質が漏れ出し、土壤汚染を引き起こすことなどが懸念されますが、このような場合、具体的なマニュアルなどの整備はありますか。また、発生したときの対策として、どの機関と連携する計画になっているのか見解を伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

具体的なマニュアルなどはございません。発生した際における関係機関との連携については、実際に事故が発生した場合、各機関におけます対策に関して動きもあろうかと思っておりますので、整理していきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

具体的なマニュアルはない、また現在は連携がない、今後の対策と言われましたが、今後の対策としての計画の検討は必要と考えますので、早急に整理いただき、適切な対応に期待します。次に、太陽光パネルの破損被害に対する町民への事前注意喚起について伺います。破損事故を未然に防ぐため、町民の事前注意喚起が重要と考えます。現在本町では、町民に対してどのような方法で注意喚起を行っているのか、具体的な取り組みについて伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

町民に対しての注意喚起は今現在行ってはおりません。そうした事例が起きないとも限りませんが、事故を未然に防ぐことも兼ねて、事業者はむやみに部外者が場内に入れないように、フェンスなどを設置していることは一部で確認していますが、近隣住民でも破損の確認にはなかなか至らないのではないかと思います。仮に破損を確認することができたのであれば、施設に近づかせないということが町民への安全対策と思っておりますので、そうした観点で周知が行われたらと思っております。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

確認です。現在、注意喚起は行っていません。また、事業者がフェンスや柵などを設置してあるので中に入れない。もし確認したら、注意喚起の周知を行えたらと言われましたが、周知の方法としては広報誌、ホームページ、東栄チャンネルを活用していくということでしょうか。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

はい。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

町民の安全確保のためにも注意喚起の周知の徹底は必要と思いますので、ぜひお願いいたします。次に、太陽光発電施設の防災対策管理指導について伺います。町内に設置してあります太陽光パネルの管理状況はさまざまであり、防草シートの有無や雑草が生い茂っているなど違いがあります。火災リスクを低減するため、本町では設置者に対してどのような防災対策や管理指導を行っているのか、現状と対策について見解を伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

事業者から提出されました事業計画が適正に行われているかどうかという点が大事かと思われまますので、それに合致した内容、保全が行われているかの確認は必要と感じます。計画通りに対策等を講じていただければ、火災リスクなどは低減されると思いますので、その部分ができていない場合には、計画に沿った対策を講じるよう、指導しなくてはならないと思います。そうした中で、町内の太陽光発電設備の現状については、すべてを把握しているわけではありませんので、現状確認が必要かと考えています。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

今の回答で、現状についてはすべて把握しているわけではなく、現状の確認が必要と回答でしたが、職員の数も限られており、思うようにならないとは思いますが、町内に何か用事で出かけた際には、車の中からも現状把握は可能と考えます。太陽光パネル設置後は標識の設置が義務付けられています。この標識は事業者名、発電設備の名称、出力、設置場所、保守点検責任者、緊急連絡先、設置年月日などを明記し、設備の外部から見やすい場所に設置する義務があり、誰でも確認することができるため、私は住民からの要望もあり、通行に支障が出ている箇所の太陽パネル設置者に草刈りをしてほしいと電話を入れました。2ヶ月後ぐらいに来ていただき、草刈りは行っていただきました。その際、年に最低2回の草刈りをしてほしいとお願いをしましたが、業者からの回答は、僕たちは委託

されてきているので、設置者に頼んでください。と言われました。その後は年1回草刈りを行っていただいています。今後は完了届の際に事業者には草刈りについては、本町のシルバー人材センターでも対応可能ですよ、などの提案をしてもいいと考えますが、町の見解を伺います。

議長（加藤彰男君）
経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

前段の質問は、事業に対しての対応についてでしたが、事前の対策、予防策としての取り組みが必要かと考えますので、事業者または管理者の日頃の管理を促していけたらと思います。その上で事業者等から相談があれば対応していきたいと思います。

議長（加藤彰男君）
伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

事業者からの相談があればと言われましたが、完了届の際に役場からの提案をぜひしていただきたいと考えます。また、再生可能エネルギーの普及に伴い、地域でのトラブルも増加しているため、中部経済産業局では中部再エネ発電設備地域サポート窓口を設置し、不適切な案件への対応を行っています。柵、フェンスなどの未設置、パネルの不備、除草管理に関する相談が住民から多く寄せられています。町民が行政に頼るのだけではなく、自分たちの町や景観を守る意識を持っていただくためにも、中部経済産業局では、中部再エネ発電設備地域サポート窓口の設置がありますよ、などと広報誌などでお知らせすることも必要だと考えます。次に、太陽光パネル設置に伴う環境リスクへの対応について伺います。太陽光発電は環境に優しい再生可能エネルギーである一方、反射光による温室上昇、パワーコンディショナーの騒音、小動物による設備の破損など、さまざまな課題も報告されています。本町ではこれらの環境リスクに対し、どのような対策を講じているのか見解を伺います。

議長（加藤彰男君）
経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

はい、室温上昇や騒音などは、近隣で生活をしている方々にとっては迷惑なものであるはずです。事業計画には、生活環境の保全のための措置も規則により盛り込まれていますので、それに対応した計画通りなされているものと思いますが、必要に応じて指導する体制を考えていきたいと思えます。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

再質問。必要に応じて指導する体制を考えていきたいということではありますが、反射光や騒音の影響を受けている住民からの苦情や相談は、現在どの様な程度寄せられているか伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

反射光や騒音の影響を受けている住民からの苦情や相談はございません。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

再質問。太陽光パネルの寿命は一般的に 20 年から 30 年と言われていますが、適切なメンテナンスを行えば、さらに長く使用できる可能性があるかと聞いています。使用できなくなったパネルの対応をどのように考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

施行規則第 5 条の事業計画の調整には、撤去及び処分に関する計画書と施設の撤去処分予定時期や、撤去後の土地利用計画、廃棄物の種別、細目、数量、処分方法も事業計画協議申出書の段階で添付させ、町と協議をすることを求めていますので、その計画に沿って対応いただくことになります。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

今の回答で事業計画協議申出書に添付させ、町と協議するし、計画に沿って対応していただくということではありますが、反射光はパネルを設置する向きや角度によって一定の季

節や時間帯により周辺の建物に反射光が差す可能性があり、反射光が当たる場所に窓がある場合、特にまぶしいだけではなく室温の上昇などの理由が挙げられ、裁判にまで発展したケースや、工事中の騒音、パワーコンディショナーの稼働音が問題視されています。また、耐用年数を過ぎたパネルを放置すると、内部の断線から出火し、また経年劣化によって強風時にパネルが飛散し、周囲の安全を脅かす恐れや、ひび割れたパネルは火災のリスクを高める要因にもなります。実際に、異常発熱によって火災が発生した事例も報告されています。また、老朽化したパネルの管理不足が重大な事故につながる恐れがあり、周囲の美観が損なわれ、町の印象が低下することなど考えられます。老朽化したパネルによる危険を防ぎ、安全で快適な環境を維持するためにも、今後設置者との環境リスク対応と届出様式の見直しの徹底が必要と考えます。次に再生可能エネルギー発電設備の設置に関する執行部の対応について伺います。町では、再生可能エネルギー発電設備の設置を検討する事業者に対し、一定の手続きや計画書の提出を求めています。特に保守管理に関する計画書や生活環境、景観保全に関する計画書などについて、執行部は提出された計画の内容をどのように確認しているのか見解を伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

計画書に記載された内容に関しましては、本来工事の届出が提出された場合、監視により現場を確認することになっております。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

設備設置事業者に対する手続きや、計画書の確認についてお聞きしましたが、これまでに提出された計画書で、環境保全や保守管理の基準に満たさなかった事例はありますか。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

町の条例に関して事前調整を受けた事例は1件ございましたが、まだ農地法の手続きでの相談もございませんので、申請に至ってない状況です。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

事例は1件ということではありますが、太陽光パネルの火災は、業者の不手際、ミス、漏電し枯れ草への引火火災、自然火災など、さまざまな事故が起きています。人口減少と高齢化社会、また後継者不足が今後進むと、田畑や山林などの管理ができず、売ったり手放したり放置したりと、ますます太陽光パネルの設置箇所が多くなると思われます。他市町では、業者から現地確認の依頼などが来ていると伺っていますが、本町にも業者からの設置依頼や要望などが出ているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

農地に太陽光発電を設置したいという計画として、農業委員会への問い合わせは数件受けております。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

依頼が来ているようでありますので、今後はもっと保守管理に関する計画書や、生活環境、景観保全に関する計画書の重要視を感じます。次に、条例の見直しの必要性について伺います。近隣市町村では山林を伐採し、太陽光パネルを設置したり、現地確認などの要望件数も来ているようです。また、本町でも先の回答で数件の問い合わせがあると聞きました。本町の再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境などの保全との調和に関する条例は令和2年9月に制定されており、他の自治体では、すでに地域にあった条例の見直しを行っていると聞いています。本町でも環境の変化やリスク管理を考慮した条例の見直しを行う必要があると考えますが、町の見解を伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

現在運用している条例につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー、電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法に基づき制定されたものです。FIT法の認定を受けずに発電設備を運用している事業者、いわゆるノンFITに関しましても、同等の取り組みが必要であると感じます。上級機関への相談、すでに実施している自治体の情報などを参考にしながら、検討していけたらと思います。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

今のご答弁では、条例の見直しは他の自治体を参考にしてからということですが、太陽光発電は持続可能なエネルギーとして期待されていますので、環境への影響を最小限に抑えるためにも、環境負荷を考慮した計画を立てるためにも、大事故が起きる前に、問題や課題が山積してくる前に、住民の安心安全を考慮した条例の見直しは必要不可欠であると考えますので、早急な見直しを行っていただけることを信じます。次に防災マップの見直しについて伺います。災害時の安全確保のため、町の防災マップに太陽光パネルの設置場所を記載することが有効と考えます。現在の防災マップにはそのような状況が含まれていますか。また、太陽光パネルの破損時のリスク管理を考慮し、今後の防災計画に組み込む可能性について、町の見解を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

現在の防災ハザードマップには、太陽光パネルの設置場所の情報は載せてございません。また、災害により破損等した太陽光パネル等の取り扱いにつきまして、その危険性や対処方法について、ホームページ等で周知することを検討したいと考えております。なお、地域防災計画に組み込むことは考えておりません。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

ただいまの回答では、すべて載せることは考えていないということ、あとホームページで周知していくということですが、今後の計画の可能性もないようですが、防災マップの見直しは現時点での太陽光発電の設備情報などは、防災計画に反映すべきではないかと考えますので、今後の検討をお願いいたします。消費者庁のデータによれば、2008年から2024年4月時点までに374件の火災が報告されています。その多くが施工不良、製品不良、老朽化によるアーク放電などが原因として挙げられています。町として防災マップに記載することで、防災対策の強化や条例の見直しを行うことで適切な管理ができ、町民の安全確保につながるのではないのでしょうか。今後の前向きな対応を願って次の質問に移ります。次に、新庁舎建設について伺います。本町の庁舎は、老朽化や耐震性の問題が指摘されており、住民及び役場職員の安全確保、災害時の対策本部の設置の必

要性などが問題視され、これまでに数名の議員が一般質問において、新庁舎建設の必要性について訴えてきましたが、財源不足のため着手には至っていません。現在の新庁舎建設費用の積立金は約3億円であり、近隣市町村の新庁舎建設費用は10億円以上となっており、比較すると大幅に不足している状況であります。町長は第7期総合計画に新庁舎建設を盛り込むと発言していますが、現段階では財源の確保は困難と考え、財政的課題を解決するため、私は新たな資金調達の方法として、クラウドファンディングやふるさと納税の活用を提案し、質問します。はじめにクラウドファンディングの活用について伺います。クラウドファンディングは、住民の参加意識を高めるだけでなく、行政と民間が連携し、地域の活性化にも寄与する可能性があり、全国的に庁舎建設のためのクラウドファンディングの事例は今のところ見られませんが、町としてクラウドファンディングの活用を検討したことがあるか、また検討したことがないということでしたら今後検討する考えがあるか、町の見解を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

これまでにクラウドファンディングの活用を検討したことはありません。しかし、クラウドファンディングにつきましては、新たな財源確保の方法として可能性のある手段の1つだと考えております。寄附していただける方の関心を高めるための広報や返礼の方法、仕組みなど、具体的な運用面での課題も考えられるかと思えます。町としましては、財源確保の手段の1つとして先進事例等の情報収集を行いながら、今後検討していきたいと考えております。議員も一緒になって財源等を考えていただけたらと思っております。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

クラウドファンディングの活用事例は今はありませんが、自治体による公共プロジェクトには活用され、山形市では三代目鍋太郎作成プロジェクトで巨大釜の製作資金を調達したり、また大阪府高槻市では、関西将棋会館建設プロジェクトで資金調達に成功しています。さらに日本で最も大きな支援金を集めた事例として、国立科学博物館プロジェクトでは9億円以上の資金が集まっています。もし、今回このプロジェクトが成功すれば自治体としては初となり、新たな可能性を切り開く第一歩になると考えます。ぜひ実現に向けた検討を願います。また、議員の皆様にもご協力ということでもありますので、執行部の相談は受けていきたいと考えておりますので、よろしくお願います。次に、ふるさと納税の活用について伺います。ふるさと納税は自治体への寄附を通じて税控除を受けられる制度であり、公共施設の整備や地域振興に活用されています。新庁舎建設にあたり、この制度

を活用することで町民や関係者が直接関与でき、町を応援する仕組みを構築できると考えます。現在の町のふるさと納税当初予算額は700万円ですが、近年の決算額は約500万円となっています。魅力ある返礼品や地域の特色を生かすことで多くの寄附を募り、地域経済の活性化や行政サービスの向上につながる重要な事業であるのではないのでしょうか。町としてふるさと納税を活用した新庁舎建設を進めてもよいと考えますが、町の見解を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

新庁舎建設に関してふるさと納税の活用は、現在は検討しておりませんが、クラウドファンディング同様、財源を確保する上では有効な手段だと考えております。先ほどの答弁と重複しますが、先進事例等の情報収集を行いながら検討していきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

事例として鹿児島県志布志市では、新庁舎建設資金の一部をふるさと納税で調達しています。また、高知県四万十市では、庁舎改修プロジェクトにふるさと納税を活用するなど、各自自治体はふるさと納税を活用し、行政施設の建設改修を行い、地域の発展や行政サービスにつなげています。一度検討する価値はあると考えます。また、新庁舎建設の財源確保は大きな課題でありますので、今後資金調達の方法として検討していただき、合わせて公民連携を進めることで住民の関与を深め、持続可能なまちづくりにつながる効果的な手段ではないのでしょうか。今後の前向きな検討を望みます。以上で質問を終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で5番伊藤真千子議員の質問を終わります。ここで次の質問者までの時間ですが、10時40分再開というふうにいたします。休憩といたします。10時40分再開いたします。よろしく申し上げます。

議長（加藤彰男君）

それでは再開いたしますけど、その前に議場、傍聴席ともにですね、この館内ですが、会議中の飲食を控えていただきまして、休憩中または、もし必要でしたら、傍聴の方

は出ていただいてということで、水分補給と体調管理についてはそういうことでお願いいたします。

----- 2番 佐々木一也 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは会議を再開いたします。次に2番佐々木一也議員の質問を許します。なお、佐々木議員から一般質問の資料の提示の申し出がありましたので、これを許可しております。

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

2番佐々木一也です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。私は大きく2つのことについて質問をします。まず1つ目は戸別受信機についてです。この町では緊急的な情報を聞くには、屋外スピーカーかスマートフォンにインストールする東栄Sアラートアプリが基本になります。これについて早速伺いますが、戸別受信機の無償貸与は、アプリを設定できるスマホを世帯員の1人でも所有している場合は対象になりません。これは、このスマホの所有者が外出などで不在となる場合に、住宅に残っている他の世帯員がアプリからの放送を聞くことができなくなる可能性があります。このような状態になることをどのように考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

ご指摘の状態も想定されます。固定電話等活用し連絡するなど、当然そのような状態にならないことが望ましいと考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

特別警報だったり、大きな災害は東栄Sアラートアプリをインストールしていなくても、緊急速報メール、エリアメールとも言いますが、その緊急速報メール、エリアメールで、町内全域にあるスマートフォンや携帯電話に直接緊急情報が送信がされます。しかし、これは大きな災害など一部に限られています。熊の出没情報や不審者の情報、東栄町で発生する建物火災など、この町に限定される災害や事件については、このエリアメールで送信することはできませんので、戸別受信機や屋外スピーカー、東栄Sアラートアプリ

により情報発信をしなくてはなりません。熊の出没や不審者の情報があつた場合は、その付近の住民は戸締まりをしたり、上の階、2階や3階に避難したりする必要があると思いますが、先ほどの質問の通り、スマホ所有者が不在の場合は、東栄Sアラートアプリからの放送を聞くことができないので、危険が迫っていることを知ることができない可能性が高いです。このスマホ所有者が不在になると放送を聞けないという状況は、まさに戸別受信機を持って外出してしまっているということです。町内に限定される災害や事件についても、町民が安心して情報を得られるように、戸別受信機の無償貸与の対象範囲を東栄Sアラートアプリを設定できるスマホやタブレットを常に自宅に置いておくことができない世帯、このように拡大する考えがあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

現時点で対象世帯の範囲を広げる考えや予定はございません。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

東栄Sアラートアプリによる運用が始まる前ですね、前は、屋外スピーカーと各世帯に設置してある戸別受信機で緊急情報を放送していたので、家の外だとか中で聞くことができましたが、この時は車での移動中だったり、町外へ出ている時は聞くことができませんでした。逆に、東栄Sアラートアプリによる運用となった後は、アプリをインストールしているスマホやタブレットで聞くことができるようになったので、家の中や外の他、車や公共交通機関での移動中や、町外へ出ている時にも緊急情報を聞くことができるようになりました。良くなった部分がある一方、今までよりも都合が悪くなったこととして、先ほどお話しした通り、スマホ所有者が不在にしているときに、家の中で緊急情報を聞くことができなくなりました。その打開策として、戸別受信機の無償貸与の範囲拡大を質問をさせていただきましたが、現在のところ、対象世帯の範囲の拡大の予定はないとのことですので、次は戸別受信機の有償貸与や販売についてお聞きしたいと思います。総務省では、台風など気象状況の悪化などによって屋外スピーカーの非常放送が聞き取りづらい場合があるため、戸別受信機などが住民への確実な情報伝達に有効であるとして、戸別受信機の設置促進のための取り組みを行っています。また、総務省消防庁の発行している令和2年の消防白書には、ちょっと古いですが、令和2年3月末現在、全国の市町村で、防災行政無線などを整備しているのは1,741団体中1,514団体。割合で言うと全体の87%で、そのうち各世帯に取り付ける戸別受信機が未配備なのは202団体。約13%のことで、多くの自治体が戸別受信機も含めて配備をしていることが分かります。そしてこの戸別受信機の東

三河地区の配備状況を確認したところ、豊橋市は希望者に販売、豊川市は希望世帯に有償貸与、蒲郡市は希望世帯に販売、田原市は現在更新中ですが、条件に該当する世帯に無償貸与し、希望世帯には有償貸与する予定をしています。お隣の新城市は希望世帯に無償貸与。設楽町は全世帯に無償貸与。豊根村は現在更新中ですが、戸別受信機は全世帯に無償貸与するとのことで、東三河で戸別受信機の貸与をかなり狭い範囲に限定しているのはこの東栄町だけで、他の東三河の市町村は無償で貸与するか希望する人、または希望する世帯には有償で貸与とか販売するようにして、戸別受信機を必要とする世帯には最低限配備できるようにしています。これを踏まえて質問をしますが、無償貸与の条件に該当しない戸別受信機の設置の希望者に戸別受信機を有償貸与や販売をする考えがあるか伺います。また、もし有償貸与や販売をする考えがないとした場合、なぜ有償貸与や販売をしないのか、有償貸与などをしなくても設置を希望する世帯の非常時の情報収集が十分であると判断している理由は何なのかを伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

現時点で有償貸与や販売をする考えはありません。また2つ目のご質問ですけれど、災害時の情報伝達や対応について、戸別受信機を設置すれば解決できるというものではないと考えております。アプリを設定できるスマートフォンを所有していない方というのは高齢者が大半を占めます。高齢者を対象とした災害対応として戸別受信機が有効であるか、また東栄町で想定される災害種別において戸別受信機が有効であるか等を個別案件ごとに検討した結果、現在の対応としております。まず高齢者や要援護者の場合、戸別受信機で避難を呼びかけても、1人での避難が困難なこともあります。また災害時に支援物資等の情報を呼びかけても、高齢者だけで対応することが難しいことも考えられます。ハード面の整備も重要ですが、地区自主防災会を中心とした実際に避難に結びつく地域づくり、また、支え合える体制づくりが今後より取り組むべき課題であると考えております。続いて災害種別ごとの検討ですが、まず水害についてです。現在、気象庁は雨が降り始める2日3日前には、テレビ、ラジオ、各種SNS、ホームページ等で情報を発信し、注意を呼びかけております。土砂災害については危険が迫る前に避難する事前避難が基本です。戸別受信機だけが情報を受け取る手段ではないと考えております。地震につきましては、緊急地震速報という機能がありますけれども、現在の技術では地震発生15分30分前に予報を出すのは難しく、基本的には突発的に発生するものです。津波被害が想定される沿岸部のように、即座に戸別受信機を介して伝達する情報というのが少ない環境にあると考えます。また、対象を拡大することは、それに伴い戸別受信機を管理運用する業務量も増えます。限られた人材や財源を防災対策のどの分野に充てるかも考えなければなりません。以上のことから、町としては対象世帯を広げる考えはございません。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

今ですね、答弁していただいた内容は水害、大雨のことだったり、土砂災害、大きな地震のことがメインだったのかなと感じます。しかし、災害や事件というのは、場所の狭い範囲ですね、この町に限ったものもあります。はじめの方でもお話ししましたが、熊の出没や不審者の出没の情報です。繰り返しになりますけど、これらについては、町内の1地区に限定して発生する可能性があるので、町内または該当する地区に情報発信をする必要があると思います。このような事案に対しては、大雨のように2、3日前に知るだとか、エリアメールなんかでスマホや携帯電話に強制的に地震なんかみたいいでですね、送られてくるわけではありません。ですので、この東栄町に限った事案に対する情報を受け取るには、戸別受信機やSアラートアプリ、屋外スピーカーになると思いますが、戸別受信機がなく、Sアラートアプリをインストールしているスマホの所有者が外出しているお宅の場合は、残るは屋外スピーカーから情報を得るしかありません。しかし、屋外スピーカーは、基本的に屋外にいる人に向けて情報発信をするものなので、屋内で聞くということを期待はできません。また、高齢者や要援護者は戸別受信機で呼びかけても1人で避難することが困難なこともあるとご答弁がありましたが、熊などの出没の場合はどこかに避難するというよりも、自宅の戸締まりをしたり2階に避難とかをすることになるかなと思いますので、戸別受信機などで情報発信をすることが有効であると考えます。戸別受信機の貸与の範囲拡大の考えは今のところないということでしたが、それが難しいのであれば、せめてお金を出してでも設置したいと考えている人のために、有償、要するに販売という手段を準備しておくことをおいてもいいと思います。もし予算計上が難しいのであれば、町内の家電取扱店などに協力を仰ぎ、そこで販売できるようにすればいいのかなと思います。実際に豊橋市では多くの家電取扱店がそのような取り扱いを行っています。また、貸与ではなく販売という方法であれば、個人の所有になるので、修理や廃棄についても個人で対応してもらうこともでき、町の行う業務が増えることもないかなと思います。先ほどの質問の仕方があまり良くなかったので、長々と私の意見を述べさせていただいた上で再質問させていただきますが、町内に限定されるような災害や事件事故などの有事にも対応することができるように有償でも戸別受信機を設置したいという希望者のため、町内業者に依頼するなどして販売できるようにしていく考えがあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今のところ販売も含めて制度の見直しということは考えておりません。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

設置を希望している方がいるのに手法を取っておかないというのはちょっとどうなのかなというふうに思いますが、せめて有償という販売窓口だけでも広げておけば、大雨の時に毎回入ってくるような屋外スピーカーが聞こえないという苦情に対しての対処方法としても有償設置をですね、進めることができるんじゃないかとも思います。戸別受信機の設置は国をはじめ周りの自治体も設置を推進しているものなので、ぜひ町で起こった災害の対応の時、事案の対応の時なんかですね、タイミングを捉えて戸別受信機があったほうがいいかというのをですね、考えてもらって、適宜ですね貸与の範囲の見直しを考える機会を作っていただきたいと思います。次に一般質問の大きな2問目、次の総合計画に向けてということで質問をさせていただきたいと思います。現在の第6次総合計画ですが、これは町の最上位の計画に位置づけられています。その計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間としていましたが、計画期間を1年延長し、令和8年度までを計画期間としています。また、その総合計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造になっています。そして、総合計画に基づいて事業を行い、その評価をし、その評価などに基づいて事業の見直しを毎年度繰り返し、総合計画が目指す町の姿を実現させているのですが、この総合計画の構成や実施方法、評価、見直しの方法、進め方などについて課題と考えていることを伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

計画に基づいて施策を進める上で課題として捉えていることは、急速な社会情勢の変化や新型コロナウイルスなど突発的な事案への対応です。中長期の計画ではありますが、そうした変化にはしっかり対応していかなければなりませんし、他の施策も含めて限られた財源、人員で総合的に効果を上げられるように進めていくかということが課題であると考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

今ご答弁いただいた他にもですね、第6次総合計画の計画策定の趣旨の中に、第5次、第6次より1個前の第5次の総合計画の時から、過疎化や少子高齢化の進展を止めることができずという文書もあり、それはですね、今も続いています。ご答弁あったように、新

型コロナウイルスですね、これは生活スタイルだったり仕事のスタイルをですね、変えてしまうほどの影響力がありました。その他、今後ですね、発生が危惧されている南海トラフ地震のこともあります。計画策定のためにこれから動き出すと思いますが、検討の開始前までに課題点をですね、さらに洗い出してもらって、次の計画を考える際にその課題を解決できるように考えていただきたいと思います。次に総合計画の策定ですが、これは何に基づいて何を根拠としているか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

総合計画の策定につきましては、かつては地方自治法第2条第4項により、議会の議決を経て基本構想を定める旨が規定されておりましたけれども、平成23年の法改正により、基本構想の法的な策定義務はなくなり、策定および議会の議決については、自治体の判断に委ねられるようになっております。しかしながら、総務大臣により引き続き自治体の判断で議会の議決を経て、基本構想の策定を行うことが可能である旨、通知されております。これを受けまして東栄町では、東栄町議会の議決にすべき事件を定める条例において、基本構想の策定、変更または廃止について、議会の議決を経て行うことを決めて定めております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

ご答弁いただいた通りですね、基本構想の策定などが議会の議決すべき事件とされております。しかし、総合計画のすべてを策定することがこの条例で決められているわけではないと考えます。近隣で言うと、新城市では自治基本条例ですね、自治基本条例第22条で総合計画について定め、その計画の位置づけと策定にあたっての市民参加の機会を保障をしています。東栄町のまちづくり基本条例ですね、自治基本条例に似たまちづくり基本条例を見てみると、総合計画のことは規定はされていませんが、第6次総合計画後期計画、これのページ数で言うと8ページなんですが、その中にまちづくり基本条例の制定によって、東栄町のすべての計画は条例の理念である東栄町の暮らしに関わるすべての人が幸せを実感できる町を目指すためのものとなりました、とあります。また、その文章の下にはイラストでまちづくり基本条例が総合計画をはじめ、いろいろな個別の計画を包み込んでいる、包含しているイメージが書いてあります。このことから、この町の総合計画は、まちづくり基本条例を根拠としているのではないかなと考えます。新城市の自治基本条例には、総合計画のことが規定がされてますが、この町のまちづくり基本条例には総合計画のことが規定がされていないのは、おそらくこの条例の構成的に規定しなかったよう

にも感じています。ただ、町の最上位の計画が総合計画ですので、その策定の目的や根拠になる主体的な位置づけがあった方がいいのではないかなと思います。次の質問ですが、第7次総合計画は令和9年度からスタートしたいと2月27日の全員協議会の冒頭の挨拶で言っていたと記憶していますが、その策定作業のスケジュールを伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

現行の第6次計画の計画期間は令和7年度までとなっております。この計画期間を1年延長して令和8年度までとし、第7次計画の開始は令和9年度からとすることを考えております。策定スケジュールにつきましては、令和7年度、今年度ですけれども、町民アンケート等基礎調査を行い、それをもとに、令和8年度に具体的な計画案を検討していくスケジュールで進めたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

今の答弁でも少しありましたが、総合計画を策定するにあたって、住民の意見をどのような方法でどのように取り入れていこうと考えているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

住民等の意向の把握方法としましては、町民アンケートや中高生アンケート、各種団体へのアンケートやヒアリングの実施、また策定を進める段階では、町民会議などを通じて住民の皆さんの意見を集約、または提案していただくなどして、計画に反映していくことを予定しております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

アンケートや町民会議の開催ということで、ぜひですね、まちづくり基本条例がありますので、この考えを取り入れて住民の意見がしっかりと反映されるようにしていただきたい

いと思います。次の質問ですが、総合計画を策定するための検討をしていく組織。これはどのような構成を考えているか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず役場内の体制としましては、町長以下各課長で構成する策定委員会が策定主体となって計画全体を総括し、その下に各係長で構成する策定部会において分野ごとの具体的な中身を検討する体制を予定しております。役場外では公募による町民会議を組織し、町民の意向の把握やプロジェクトについての検討を行う体制を考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

役場外は公募したいとのことですが、可能であればですね、いろいろな年代や、生まれも育ちも東栄の方だったり、移住してきた方だったり、さまざまな方が参加してもらえるような、また参加をしたくなるような組織作りになることを期待をします。次の質問ですが、新城市や設楽町、豊根村では、条例や規則で総合計画を策定するための審議会の設置を定めていますが、この町の条例や規則では審議会などを組織する規定などを採し出すことができませんでした。そこでこの町は総合計画を策定するために組織する団体をどのように決めているのか伺います。また、他の市町村のように条例などとししない理由を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

東栄町におきましては、総合計画審議会と同様の機能を持つ機関として、議会議員、教育委員、各種団体、学識経験者等で組織する開発促進協議会を諮問機関と位置づけ、総合計画案について審議答申をいただいております。このような諮問機関と位置付けております協議会がございますので、特に条例規則には定めておりません。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

この、今、答弁あった開発促進協議会ですね。事前に教えていただいたので少し調べさせてもらいましたが、これはおそらく東栄町開発促進協議会規則というもので定めている組織のことだと思います。この規則の中を見ていくと、これは愛知県新地方計画に關係して組織するものとなっています。これを東栄町の総合計画の策定に当てはめて運用しているという答弁だったと考えていますが、先ほども言いましたが、総合計画っていうのは町の最上位の計画ですので、それを考えていく組織も他市町村のようにしっかりとした根拠があった方がいいと考えますので、組織のあり方についても今後の検討事項にさせていただけることを期待をします。なおですね、愛知県新地方計画という名称ですね、これ、おそらく現在の愛知ビジョン 2030 のことだと思うんですが、この愛知県新地方計画というのはだいぶ前の愛知県の長期計画のことだと思いますので、一度確認をして必要があれば、条例改正など必要な手続きをお願いしたいと思います。次ですが、第7次総合計画の計画期間は何年を予定しているのか。またその年数で検討している理由を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

第7次総合計画につきましては、令和9年度から令和16年度の8年間を計画期間とすることを考えております。これは町長任期との連動を図ることや、社会情勢の変化に対応できるように期間設定をするものです。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

町長ですね、首長の任期が4年なので、それに合わせて8年、4の倍数としたということだと思います。またご答弁あった通り、最近はですね、いろいろなことがめまぐるしく変化をしておりますので、10年という今までのスパンより短くして、8年計画で検討したいということだと理解をしました。次ですが、東栄町地域包括ケア推進計画だったり、東栄町森づくり基本計画など、この町にはさまざまな計画がありますが、そのような個別のですね、計画はいくつあって、総合計画との関係はどのようになっているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

個別の計画につきましては、数える限り30以上はあるかと思いますが、総合計画との関係性につきましては、町の最上位の計画が総合計画であり、総合的な指針を示すものと

なり、各個別計画につきましては、その指針に基づき、より具体的な方針や施策等について記載しているものです。個別計画では、総合計画との政策的整合性やその他の計画との連携等についての関係性を説明、また図示しているものもございます。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

個別の計画ですね。各課の個別の計画についてはですね、事業を進める上で本当に必要なものの他ですね、関係法令により作成が義務づけられているものや、補助金を申請する上でどうしても必要になるものなど、さまざまな意味があると思いますが、どの部署ですね、どんな計画がどれだけあるかは把握をしてもらって、総合計画との整合性を一部ではなく全部ですね、諮っておくことが必要だと思えます。また、すべての職員が総合計画が最上位の計画であるということを理解した上で、それぞれの個別計画を作成するように、職員全体への意識づけを忘れないようお願いしたいと思えます。次の質問ですが、町長の任期満了は令和9年4月26日で、第7次総合計画が策定されて数日の任期しかありませんが、このことについて何か思うことや考えがあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

例えば人口減少への対応や防災対策等の根本的な政策は変わらないと思えますので、どのような体制になっても引き続き取り組むべき課題はしっかりと対応していくものだと考えております。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

今ご答弁いただきましたが、近年のですね、町長選挙、首長選挙というものは、マニフェストを掲げることが一般的になっていて、行政運営上もマニフェストは大きな影響力を持っていると考えます。また、選挙中は町民はそのマニフェストの内容を聞いてどの候補者に投票するか判断する材料にするので、策定する町の最上位の総合計画の中にマニフェストの内容を反映するかどうかの検討をする機会を設けることは必要だと思えます。就任後に総合計画を変更するなどの対応を取ればいいのかという意見もあるかと思えますが、総合計画の策定後に再度策定委員会みたいなものを設置するとか、どのように変更作業を進めるのか、そういうものを考えないといけませんし、担当する職員や委員に選任さ

れる人の負担もわざわざ増すことになってしまいます。それに土台から作ってきたものに変更を加えるというのは、何かしらの弊害が出たり、思っていたような内容にならなかつたりする可能性があります。インターネットで調べてみると他の自治体では、首長の任期開始直後に新しい総合計画が始まることで、首長の公約や方針等、総合計画、これに齟齬が生じる恐れがあることから、現在の総合計画を延長して首長の任期が開始した後に新しい総合計画を開始できるようにしたところもありました。本日の一般質問では、議長の許可を得て、首長任期と総合計画の関係という A4 1 枚の資料を配布をさせていただいております。その資料をですね、見てもらうと、上の方ですね、一番左上から A 列ですね。この A 列が西暦、和暦、首長の任期で、令和 25 年までですね、1 年度ごとを行として表しています。他の周りよりですね、濃い色で着色してある行が令和 7 年度、今年度に当たります。そして A 列の右側、B 列はですね、現在ご答弁いただいてきた町の考えで今の総合計画を 1 年延長して計画期間を 8 年とした場合です。そして、その隣の C 列が今の総合計画を 2 年延長して計画期間を 8 年とした場合です。その隣の D 列は参考までの掲載ですが、今の総合計画を 1 年延長して計画期間を 10 年とした場合です。まずご覧いただきたいのは B 列です。B 列の令和 7 年度は、本来第 6 次総合計画が終了するところでしたが、下側の行、令和 8 年度に 1 年延長し、さらにその下側の令和 9 年度から新しい総合計画が開始するので、令和 9 年度の行が 1 となっています。そして 8 年の計画なので、下に順番に 8 まで数字がつけてあります。次に A 列の令和 9 年度の首長任期を見てもらうと、その数字が B 列の総合計画の数字と 1 で揃っているのが分かるかと思います。なお、8 年の計画期間ですね、便宜的に前期後期の 4 年と区切らせてもらっています。現在の町の考えでは、首長の任期のスタートと総合計画や総合計画の後期計画のスタートが首長の任期と同じになっており、今回のですね、6 次の計画のように延長がないとずっとそのような状態が続くことになります。これは任期開始前の首長のもとで考えられた総合計画を次の首長のもとで開始することになります。これは先ほども言いましたが、選挙中のマニフェストを見たり聞いたりして投票した町民の思いが反映されていない総合計画となってしまいますし、就任後に出来上がったばかりの総合計画にマニフェストを反映させるための変更を加えるというのも無駄に手間ですし、すぐに変更してはせっかく検討してきた意味があったのかなと考えさせられてしまいます。次にですね、C 列を見ていただきたいのですが、これは新しい総合計画の開始期間を令和 10 年度にしたものです。こうすることで新しい総合計画の開始までには首長就任後 1 年度の時間がありますので、新しい総合計画や後期計画の検討の段階で新しい首長の参加が可能になります。首長は自分の考えや思いを伝えてそれを聞いた住民の投票の結果当選していますので、その思いや考えを総合計画の検討のルールに乗せて、検討委員会などでどうしていくのか考えることができます。また、この考えではとりあえず現在の総合計画を 2 年の延長としていますが、先ほど答弁でもあった通り、この町の根本的な課題や対策方法というのは 2 年で大きく変わることはありませんので、2 年延長するっていうのもそんなに長いものではないかなと考えます。以上を踏まえて再質問しますが、総合計画の策定は町だけではなく、町民の皆さんも一緒になって考えていくもので、その内容だけではなく、いつ始めていつ終わるか、何年計画とするのが

いいかなど、計画の開始時期や終了時期、その規模についても町民と一緒に考えていくことがいいと感じます。また、このことは他の自治体では住民との検討事項に入っているところもあります。繰り返しになりますが、現在計画期間8年で、令和9年度から開始できるように考えている次の総合計画ですが、その開始時期や計画期間も含めて、町民と一緒に検討していく考えがあるか伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

まず総合計画のあり方をですね、もう一度整理をしていただくとありがたいなと思います。今の総合計画は基本構想、それから基本計画は実施計画という状況でさせていただいております。それから冒頭、総務課長がお話をさせていただいた通り、総合計画そのものをですね、計画として立たない自治体も出てきております。それから先ほど言いましたように10年計画、それから8年計画、任期に合わせるという状況もありますし、それから単年度でやって見える自治体もたくさんあります。そういう状況でありますので、それともう1つは首長のマニフェストという話ができましたが、マニフェストそのもの、首長が変わればですね、その計画が変わるかという、私はそうではないと思います。その町のあり方を作るという責任は当然あると思いますが、今現在進める、私どもも進めておる計画を先ほど総務課長が回答させていただいた通りですね、7年度で10年計画が終わりますものですから、その継承を今まで総合戦略会議の中で評価をしながら進めてきました。コロナ禍の状況の中で少し、数年実施してこなかった時期がありますが、そういう状況の中で、まず基本構想そのものの考え方としては、多分私がお話することではないかもわかりませんが、当然構想案をつくって10年、そして基本計画で5年5年の前期後期を作ります。実施計画は3年という状況で今まで進めてきましたので、それは今回先ほども申しあげました通り、全体的な状況の中で7年で終了するものを1年、7年度中に調査をさせていただいて、8年度で議会もそうですが、住民の皆様にご意見をいただきながらですね、その方向性を決めていくという状況まで進めていきたいというふうに思います。したがって、任期がございますので、私もそうですし議会もそうですが、決められた4年という任期の中でするので、次の年度は当然予算の状況も皆さんご存知のように変わる前提の中でやりますので、予算も当然骨格予算を組むという状況になると思いますので、しかしながら将来において、先ほども総務課長が言いましたように、人口減少だったり、いろんな社会情勢も、その状況を踏まえて基本的な構想案を作りますので、先ほどおっしゃられるように、当然その変わった情勢の中でいけばですね、実施計画の中でローリングをしていく、毎年3年間の中で。だからその状況をしてですね、前期後期を決めながら計画変更をやっていくわけではありますが、大筋で基本的な状況の中を変えていくというふうには私は考えておりませんので、先ほど言いましたように、任期と合わせてやるという方法もですね、佐々木議員が作っていただいた通り、この通りだと思いますので、これ

がいいかどうかの問題はさておいてですね、我々はこの先例えば10年であろうが8年であろうが、町の将来をどうしていくかという基本的な構想案を総合計画の中で決めてそれを議会に諮ってですね、町の指針として決めさせていただくという状況であります、その個々の位置づけはその時にやっていくための基本計画だったり実施計画の中で当然変わる判断をしてもらおうという状況でありますので、首長もしかり議会もそうだと思いますが、その段階で任期があるという状況でありますので、しっかりその辺のところはですね、その段階で結果を見た段階でなければ話ではできませんが、私は先ほど申し上げましたように、町の将来構想をやるためにもですね、7年度の調査をし、8年度でまたそのことをですね、町議会を含め、町民も含めてですね、しっかり議論をしていただいて進む町の指針を作っていただいて、その後に計画に沿ってですね、事業を進めていきたいというふうに思っておりますので、噛み合った答弁になっているかどうかわかりませんが、そういう状況で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。それからもう一つ、総合計画だけではなく、個別の計画、佐々木議員もご存知だと思いますが、国におく総合戦略だったり人口ビジョンもありますので、先ほどちょっとご説明させていただいたとおり、その延長期間も総合計画の1年、総合戦略も6年度で本来切れておりますので、そこら辺のところも踏まえながら全体の計画をですね、総合戦略も含めてですね、まだ他にも過疎計画だったり、辺地計画もありますので、そういった状況を見据えながら、全体の町の将来においては指針をしっかり総合計画の中で基本構想として計画を立てていきたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い致します。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

私の方でもいろいろ質問させていただきましたが、町長も言われている通り、総合計画というのは町の最上位の計画であって、町民を含め全体で作っていくものだと思います。いろいろ質問させてもらったんですが、やはりこれはただ1人ですね、考えにすぎません。なので、今日こうやって質問させてもらったこともですね、傍聴の方もおられますし、他の議員もおられますし、執行部の方もおられますので、計画期間も含めて気になることがあれば、できる委員会の中で話し合っていていただきたいなと思います。他のですね、個別計画とのですね、整合性もしっかり諮ってもらって、総合計画が人間の体でいう頭になって、他の個別の計画がですね、体の一部となって、町を動かしていくようなものを作ってもらうことを期待して私の一般質問を終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で2番佐々木一也議員の質問を終わります。次に6番西谷議員の質問ですけども、一旦休憩といたします。再開は11時30分です。11時30分に西谷議員の質問で再開いたします。

議長（加藤彰男君）

それでは再開いたします。冒頭述べましたように、一般質問の時間は50分になりますので、お昼を過ぎる場合があるかと思しますので、事前にご了解をお願いいたします。次に6番西谷賢治議員の質問を許します。

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

6番西谷賢治です。議長のよりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。一問一答形式で質問をいたします。この令和7年度、今年度もですね、予算も認定されまして、その予算に基づいて新たな年度の事業が進められておるところでございます。そういった中でありますが、今年度は次の第7次の総合計画も作られていくわけでございます。そういった中でですね、庁舎の建設の建設もそういった総合計画の中に盛り込まれてくる可能性も過去の議会の答弁の中でのやり取りも含め、そういったことも盛り込まれてくると思われまます。また、さっきの議員の一般質問からも、財源について危惧をするような質問もございました。庁舎建設に向けた基金も実際わずかでございまして、この10年間の間ではまだほとんど積み上げがされておられておりませんでした。私がですね、この庁舎の建設に対して現在の町の財政状況を考えると、すごい恐怖でしかないというような感じを持っております。この庁舎の建設に限らずですね、他にも多くの予算を必要とする事業がこれから考えられております。生活に欠かすことのできないライフラインである上下水道の漏水対策でもある道管の更新ですね。これも町内の道管の更新を考えた時に今後計画され、将来的に実施をしていくにあたって、その総額は25億円以上かかるとも言われております。これは長期的にかかる費用なので十分計画的に行っていけば問題はないものだと思いますけれども、今日はこういった財政の状況を、この町の現在の財政状況についてお伺いをしてみたいと思います。村上町長がご就任をされましてから2期と2年ですね。実に10年、本当に長くこの町を牽引をされておられました。この村上町政もこの10年を経過いたしまして、東栄町も時代に合わせて変貌をしてきたわけでございます。村上町長がですね、この町長職に立候補された当時、町の公債費が3億円を超え、4億円に迫るこの財政状況、これは非常にまずいことだと、そういったことに触れまして、後世にとんでもない借金を残さない政策と銘打ちまして、財政の健全化を繰り返し発信をされておりました。財政再建の必要性を一番に強調しておられたんですが、これらの発言をされた討論会というのは現在でもYouTubeで討論会を見ることができますので、ぜひ見られる方は見ていただきたいなと思います。そして質問になりますけれども、この10年間で当時言われておった財政再建が必要だと言われておった状況の中から、この財政の危機というのは回避され、財政の健全化、あるいは再建というのは完了したという立場でお

られるのか、お聞きをいたします。また、町長の考えるですね、理想の財政状況というのも全体を含めてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

現在の財政状況でありますけれども、財政指標や財政健全化判断比率の現状や推移を見ましても基準値を上回るものはありませんので、直ちに財政上問題がある状態ではありません。従って健全であると考えております。また公債費ですけれども、起債につきましては元利償還金の7割、交付税算入される過疎債を中心に借り入れを行っておりますので、そのあたりもご承知おきいただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

ありがとうございます。町のですね、もろもろの指標、財政健全化指数ですか、そういったものも基準の数値の中に収まっており、健全な状態であるということをご報告いただきました。しかしながらですね、この東栄町を、昔から財政は厳しい厳しいという言葉を繰り返し、こういった議会の中でも聞いてはきておるんですけども、実際、決して余裕のある財政状況ではないと思います。まだ安全な状況の指標というか数値であると言っても、ギリギリの線だっている数値もございます。前回私が一般質問でいたしました財政力指数ですね。経常比率の数値を見ましても、東栄病院の会計を一般会計から振り分けたことによって数値が改善されておるといのは、実質的には改善されてないという点も私はまた改めてしっかり計算をしていただきたいなと思っております。そしてですね、実際東栄町の財政は健全な状況であるということではございますけれども、村上町政のこの10年間でですね、積立金は実質8億円減少したのではないかなと思って見ております。過去、令和元年に東栄病院の会計が清算をされた時に、東栄病院の清算金は10億円以上あったんですが、それが一般会計に積み立てられた経緯もありまして、大きく積立金が改善されたこともございますけれども、トータル的にこの10年間でですね、8億円以上積立金は減少しております。積立金は平均30億円程度と思えばですね、3分の1が消失してしまったという状況でございます。また、今年度7年度の予算が今執行されておりますけれども、そういった中でも予算の段階ですけれども、3億円以上が基金から繰り入れられておるとい状況は非常にまずい状況ではないかなと思います。この後、庁舎の建設、大きな事業がですね、控えておるといことであれば、ますます慎重にならなければならないことだと思っております。何が言いたいかって、いろいろあるんですけども、この

10年間、村上町長は当選当時、選挙に出た当時、箱物から英知へということを謳われて、箱物よりも人材育成だとか、そういったソフトの面への投資、費用をかけることが必要なんだと言われておったんですけれども、実際のところはですね、保育園の建設、外部スピーカーやテレビ放送の整備に6億円、総合福祉施設ひだまりプラザの建設などへ11億円。東栄小学校の解体ですね、これも1億7,000万。東栄小学校にあっては耐震がされた希少な建物であったにもかかわらずですね、優先して整理をされてしまったので、これも非常に東栄町の財産を考えた上では非常にちょっともったいなかったことではないかなと思っております。のき山学校の耐震工事も昨年1億5,000万かけて実施されておりますけれども、これらも町全体の費用対効果を考えると、この1億5,000万がどこまで有効に活用されるのかというのがまだまだ疑問な点でございます。今後ののき山学校の利用を期待をするところではございますけれども、町としてもどんどん働きかけをしてですね、1億5,000万かけてよかったんだというような、そういった方向へぜひ持っていただきたいと思えます。いろいろ言ったら自分でもよう分らんくなってきちゃったな。とりあえずですね、この東栄町の積立金は本当に30億円近くあった積立金が8億円減少しているというのは非常に危惧されるところであります。先ほど来、過疎債など有利な借入れを活用しておるといこともございましたけれども、それにしてもですね、この借金というのではない方がいいですよ。借金はない方がいい。貯金は多ければ多い方がいいというのはございます。こういった借入れと積み立てのバランスも十分考えていく必要がございますけれども、財政の再建というか健全化という意味では、もっともっと努力をしないかんとところでございます。また、東栄診療所の繰出金も令和7年度は、今補正予算を含めて1億8,000万円が繰り入れで計上されております。1億8,000万というと、数年前の2億8,000万の繰り入れと思えばかなり改善をされた数字でございますけれども、平成26年村上町長が就任される以前の東栄診療所せせらぎ会が東栄診療所として頑張っておられた当時はですね、4,000万とか5,000万の繰り入れで入院、透析、救急を含めて、総合的な診療をされておられました。その後に発生した大きな医療に関する赤字をですね、克服するために救急や入院や透析を断念をしてきた経緯がございますが、それでもなおかつ1億8,000万も繰り入れが必要な病院経営というのは、非常に東栄町にとって、まだまだまずい状況でございますので、事務長にはご苦勞をかけますけれども、この数字をですね、なんとか改善できるように努力していただきたいと思えます。質問ではなくて要望としてご報告をいたします。次の質問に参ります。町の資産処分について考えるということで、今年度予算、令和7年度の予算に旧東栄医療センター解体に関わる設計の予算が計上されております。この旧東栄医療センターの一部についてはですね、耐震基準を満たしている建屋もあると聞いたのですが、これはちょっと間違っておたら大変失礼なことですが、詳しい方にお聞きをしたので間違いはないかと思うんですが、この東栄医療センターの一部については耐震基準を満たしているということで、実際に耐震基準を満たしているということであれば、数少ない耐震を満たす町の資産でもございますので、該当部分を残したような解体という方法も検討すべきではないかなと思えます。ただ、やっぱり増築をされてですね、古い建屋と新しい建屋がつながった状態の建物ですので、非

常に困難な工事になると、逆にとても費用がかかるというようなこともあるので、そういったことも含めてですね、こういった手法、残して解体を進めるというようなことが検討をすべきではないかなと思います。調査する程度のことはあってもいいのかなと思います。耐震を満たす建屋があるのであれば、今回の設計に対しまして、そういう工事ですね、耐震された建物部分を残した工事が可能なかどうか、費用の面でどうなのかといったことを調査していただきたいと思いますが、担当者の意見や考えをお伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

現時点では、旧東栄医療センターの解体に関する設計の予算は計上されておらず、今年度はその前段階であります事前調査のアスベスト調査のみを実施する予定です。そもそも公共施設管理計画の個別計画に旧東栄医療センターの解体を計画した段階で耐震の有無にかかわらず、利用価値がないことを前提に計画しております。そのため計画の策定の段階においては、耐震性を有する一部の建屋を残すという選択肢は検討されておらず、その方向での見直しも現時点では予定されておられません。耐震性を有する一部を残して解体することが技術的に可能かどうか、また、その場合の費用面への影響については、検討する予定は今のところありません。さらに同施設の敷地は大部分が借地であることから、町の資産として恒久的に活用することは困難な状況であります。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

ありがとうございます。失礼しました。予算に解体設計の予算が計上されておること、私が勘違いいたしまして、今回はアスベスト調査のみの予算が計上されておったということでした。失礼しました。しかしどうしてこんな質問をしたのかというところなんですけれども、先ほど来説明しました通り、東栄小学校の校舎がですね、耐震工事がされた十分堅牢のある建物が処分されてしまったという経緯もありまして、本当に東栄町の財産を考えた上で慎重になっていくべきではないかなという思いが私にありましたので、こういった質問をさせていただきました。病院という特殊な建物でございますので、再利用するということもなかなか困難なものでございますし、全体が借地であるということも承知しておりますので、慎重に進めていただければと思います。では、次の質問に参ります。重要生活道の補修改修についてお伺いをいたします。本郷地内寄近橋です。小中学校の学校の通学路であり、地域住民の貴重な生活道路であるにもかかわらず、修繕が進捗せず、長らく車両通行止めが続いておるこの場所についてお伺いをするところでご

ございましたけれども、今議会の補正予算に該当の寄近橋の修繕にかかる設計費用の予算が計上されておりましたので、この質問は取り下げをさせていただきたいと思っております。変わりまして該当の寄近橋の設計修繕にかかる設計ですね。設計費用で600万ぐらいあったと思うんですが、この費用が結構かかるものだなと。素人ながらにですね、私工事のことは詳しく分からないのでお伺いをするんですけども、設計をするだけで600万ということは、橋を架け替えるぐらいの工事で想定されて予算を考えられておられるのでしょうか。もっと安く済むものじゃないかなと単純に思ったんですが、その辺どんな様子でしょうか。お伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

西谷議員に申し上げます。質問の取り下げについては必要な手続きが必要ですから、取り下げではなく、今回は質問の確認をしたいという質疑でいいですか。この場で取り下げということができないので。今の質問はそのまま確認をしたいという質問をしたいということでもいいですか。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

寄近橋のことについてお話しさせていただきます。寄近橋につきましてはですね、橋梁の下部の石積みが崩落し、そこから土砂が流出して道路が陥没している状況です。現在は大型土のうを崩落箇所において橋に負荷がかからないように鉄板を敷いて歩行者のみ通行できるように応急措置をしています。この崩落はですね、橋梁自体にも影響している可能性があるため、調査しないと分からないことから、本議会にて調査や方向性を決定するために予算の計上を行っていますけれども、その結果によりまして検討していくこととなります。先ほど追加的にあった話なんですけれども、橋梁の掛け替えが5、600万でできるという。掛け替えは多分億とかそういう話になると思いますので、よろしくお願ひします。

議長（加藤彰男君）

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

質問取り下げができないということを私知識不足で大変失礼を申し上げました。

議長（加藤彰男君）

質問取り下げは必要な手続きで、この場で質問の段階で議員が取り下げるということはできないという意味ですから、手続きが必要だということで理解してください。

6番（西谷賢治君）

ありがとうございました。いずれにしましてもですね、この本郷地内寄近橋、長らく通行が困難であった状況でございます。通学路でもありまして朝夕多くの小学生、中学生が通学に利用する道路でもありましたので、早く修繕をしていただきたかったなと思うところで予算があげられてきたので、大変喜ばしいことだと歓迎したいと思います。諸々今回費用がかかるようなところですね、とにかく少しでも節約をしていかなければならないということ、東栄町の執行部の方々にも一緒に認識をしていただいて、東栄町の財政を十分理解した上でですね、少しでも、10円でも10万円でも節約していこうというもとにですね、これからいろんな事業を考えていかなければならないのかなということをお伝えしたくて、こういった質問をさせていただきました。この東栄町の財政というのは、実際非常に厳しい状況であるというのは私思っておりますので、それらもここにおられる議員もですね、十分理解して、負債と地方債と積立金等のバランスも考えて、しっかり総合計画も盛り込んでいきたいなと思います。以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議長（加藤彰男君）

以上で6番西谷賢治議員の質問を終わります。これで12時になりますので休憩といたします。午後の再開は午後1時再開といたします。休憩といたします。

----- 3番 浅尾もと子 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。次に3番浅尾もと子議員の質問ですが、浅尾議員から一般質問の通告書の一部修正削除の申し出がありました。開会前の第2回議会運営委員会は終了しておりましたので、議長のもとに申し出がありましたので、浅尾議員の一般質問の通告書の一部修正削除について、発言を許します。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

1点、私の一般質問通告書の質問用紙について訂正削除を求めたいと思います。私の通告書の1ページ目の質問事項1、高齢者と患者の尊厳を守る医療介護についての質問用紙の3行目に24時間以内にとありましたが、正しくありませんでした。この24時間以内を削除していただくよう求めるものです。

議長（加藤彰男君）

以上の内容について削除ということですから、訂正内容については一般質問の質問内容の中で踏まえていただくということで、皆さんよろしいでしょうか。では了解いただきました。では、続いて3番浅尾もと子議員の質問を許します。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。議長の許可の下、一括質疑方式で質問をいたします。今回の質問は全部で8題用意しております。どうぞよろしくお願い致します。まず1点目。高齢者と患者の尊厳を守る医療介護についてお尋ねいたします。①町民が自宅で亡くなった時、犯罪の有無を判断するため、警察官の検視が行われることがありますが、長時間にわたる検視は、ご家族を亡くされたご遺族にとって大きな負担と苦痛になります。そして村上町政の10年間で東栄町の入院ベッド、人工透析、そして救急医療がなくなりました。私はご高齢の町民から人生の最後は、長年お世話になった先生に見送ってほしいと言われることが増えました。これは人口の半数が高齢者となった町で、亡くなった時に警察による物々しい検視ではなくて、信頼しているかかりつけのお医者さんに死亡診断書を書いてほしいという切実な願いであって、高齢者の尊厳に関わる問題だと思います。私が質問に当たって愛知県警と設楽警察署に聞き取りをしたところ、2024年設楽警察署管内で35件の検視が行われていました。そのうち10件は東栄町で起きたということがあります。2024年に亡くなられた町民は町総務課に伺いますと79人ということで、単純計算しますと、実に亡くなられた方の8人に1人が検視を受けているということになります。そして質問です。検視が不要となるのは、かかりつけ医に死亡診断書を書いてもらったという場合であります。東栄診療所にお尋ねしますとドクターが患者宅で死亡診断を行う対象は、基本的には訪問診療の患者さんとのことであります。そこで、訪問診療を受けていない患者さんが自宅で亡くなった時、ご遺族はどこに問い合わせればいいのか伺いたいと思います。2点目、次に直近3年間の死亡診断の実施件数を伺います。そのうち訪問診療の患者とそれ以外の患者の件数、診療時間内と診療時間外の件数をそれぞれお伺いいたします。続いては介護に関するお尋ねです。町は新しい診療所を建設するにあたり、入院機能の代替、つまり入院ベッドをなくす代わりとして訪問介護サービスを日曜日、祝日及び早朝夕方の時間帯も訪問サービスが提供できるよう体制を整えると、基本構想を基本計画に記しておりました。村上町長の任期中に実現する考えはあるか伺います。4点目、町の訪問介護事業は、町が委託する社会福祉協議会が担っております。働いておられるヘルパーさんの人数、雇用の形態、時給と平均給与月額をお伺いいたします。私がこの質問をするのは、自公政権による訪問介護報酬の削減によって全国で訪問介護の事業者の倒産が急増しているからなんです。また、介護職員の給与は、全産業平均と比べて月8万円も低いと言われ、私は東栄町の訪問介護体制を将来的に守っていくために、町が率先して待遇改善を行うべきだと考えるためにお尋ねするものです。質問の2つ目は、暮らしを支える移動支援についてです。高齢化で通院や買い物に行くのに不便やご苦労を感じる方が増えています。私は町の責任で移動をサポートする必要を感じております。そこで伺います。1、町の隣の浜松市佐久間病院は24時間の救急医療を行っており、多くの町民がかかっております。佐久間病院へ町営バスの乗り入れを求めたいが、認識を伺います。2、町長の公約、お達者タクシー助成制度検討の進捗状況を伺います。3、福祉タクシーを新城市民病院や豊川市民病院など町外の医療機関を受診するためにJR東栄駅を利用する場

合、また佐久間病院へ通院する場合にも利用できるよう、制度改正を求めたいが認識を伺います。4点目は、妊婦さんへの支援を求めるものです。遠方の分娩取り扱い施設への交通費および宿泊費支援事業の実施を求めたいが、認識を伺うというものです。こども家庭庁が要綱を作っている事業でありまして、国や県の補助が受けられるというものです。豊根村では今年度最寄りの産科医療機関まで60分以上かかる妊婦さんには検診や出産時の往復分の交通費の8割を最大14日分、宿泊費を1泊8,000円、最大14泊まで支援するというふうになっております。3問目は責任ある財政運営を求めると題してお尋ねいたします。町の令和7年度一般会計予算は保育園や診療所など大型事業の完了後にも40億円の規模で高止まりしております。物価高騰などによる経常経費の増加などで、町の貯金に当たる基金3億7,000万円を取り崩し、町特別会計も含めた全体の年度末の基金残高は、22億円となる見込みです。このペースで取り崩していきまると、単純計算で、7年後には基金が枯渇するという計算になります。一方、年度末の公債残高、つまり借金は37億円となる見込みであります。これから支出が増えるという要素がございます。公営企業会計となった水道事業3特別会計への繰出金や医療介護など既存事業の恒常的な経費に加えて、令和8年度から25か年で26億円もの簡易水道の管路更新事業、また令和9年度には旧東栄病院の解体を予定しています。さらに今年4月、町は老朽化したとうえい温泉の全面的な施設調査に乗り出し、今議会では令和8年度に温泉設備の根本的改修を実行するとした株式会社とうえいの中期経営計画が示されたところです。今後、今まで以上の支出が見込まれるわけです。そこで伺います。①新庁舎や道の駅を建設する財源があるのかというお尋ねです。自民党の峰野修県議が広報とうえい1月号の新年の挨拶で、できるだけ早く町庁舎の移転新築と道の駅建設をと書いておられましたが、その余裕があるのかということをお尋ねいたします。②中期財政計画をいつまでに策定するのか伺います。豊根村や設楽町など近隣自治体は5か年ないし10か年の財政の見通しを住民に明らかにしております。東栄町が将来のインフラ更新費を考慮せず、単年度限りの財政運営を続けていることに私は不安を持っております。また、町長にはそもそも切れ目のない財政計画を策定すべきだという認識があるのか伺います。4問目は不適切なわなを使用した者への処分は公平だったかという質問です。この質問は、町が不適切なわなの使用に関する資料の情報公開を1年間にわたってですね、開示せず、真相の究明を遅らせてきたという異例の事態を踏まえてお尋ねするものであります。今年5月、町は不適切な有害鳥獣捕獲用のわなにかかるメモ10件を私浅尾もと子に開示しました。このメモには町が2023年11月わなの不備を繰り返していた従事者2名に対して捕獲許可を取り消す方針を固め、同時に他の従事者1名にも同様の対応を視野に入れ、経過を見ると記していました。しかし、町はこの2023年の11月27日に不適切なわなの新たな通報を受けた際に、今後改善が見られなかった場合については、許可を取り消す旨を伝えたとメモしております。そこで伺います。①町は2名の従事者には警告なく許可を取り消し、もう1名には警告でとどめたものと理解してよいか。②3名への処分は公平だったのか、改めて認識を伺います。5題目は公文書の非開示問題についてです。重複しますが、町は今年5月14日、不適切なわなにかかる公文書の非開示決定、昨年5月13日付を取り消し、私に10件のメモを開示しました。町は私

の審査請求に対する今年4月30日付2回目の再弁明書で、町の情報公開条例の改正前の古い条文を誤って適用していたということを認めて謝罪しております。私は今回の町の公開決定を歓迎するものです。しかし、私が審査請求などで1年にわたって争わなければ町の条例に反する決定は取り消されませんでした。また、町は私が審査請求を出した昨年8月の時点で誤りに気づく機会があったと考えます。しかし、同年9月議会では文書が存在しないと回答しているので、回答は控えると答弁されたということ、私は大変に驚きました。こうした町の対応は、町が本来開示すべき文章、答弁すべき情報を恣意的に隠しているのではないかという疑念を町民に与え、結果、町行政の公平公正性に対する信頼を損なうことになると考えます。行政処分の根拠となる法令や条例等を正確に把握し、誤りがあれば速やかに是正することを求める立場から以下伺います。1、経済課はなぜ条例改正前の古い条文を誤って適用したのか。原因と今後の対策を伺います。6問目は物価高騰対策を求める質問です。今、全国の自治体は物価高騰に苦しむ住民生活を支援する独自の施策を進めております。例えば、水道基本料金の無償化、東京都や豊川市。地域通貨の配布、群馬県みどり市。高齢者や子育て世帯へのお米やお米ギフト券の配布、香川県善通寺市、茨城県日立市。ひとり親世帯への給付金、新潟県新潟市などであります。そこで1、町に対して国の重点支援交付金の残高は、町に伺いますと915万円あるとのことでありました。こちらを活用し町民への物価高騰対策を求めたいが、認識を伺うというものです。また、今年5月27日、新たな重点支援交付金が閣議決定されました。町の交付上限額は352万円とのこと。合わせて町民の暮らしを支えるために使ってほしいと考えます。7問目は東栄町非核平和の町へと題して伺います。東三河8市町村で平和都市宣言や非核平和都市宣言を挙げていないのは、東栄町と豊根村を残すのみとなりました。戦後80年、また東栄町政施行70周年という節目の年でございますので、非核平和都市宣言を挙げることを求めたいと思います。町長の認識を伺います。8問目は戸別受信機の貸与拡大を求める質問。東栄町では、地震や豪雨などの災害時に緊急に情報を知らせる戸別受信機を希望者にも配布していないというところあります。そこで伺います。1、町は屋外スピーカーが聞き取れない、全く聞こえない地域や世帯数を調査把握しているか伺います。2、屋外スピーカー整備に要した費用を伺います。3、戸別受信機を希望者または全戸に貸与することを求めたいが、認識を伺います。以上で質問を終わり残り時間で再質問いたします。

議長（加藤彰男君）

3番浅尾もと子議員の質問が終わりました。執行部の回答を求めます。はじめに東栄診療所事務所の回答を求めます。

事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

私の方から大きな1番の①②について回答させていただきます。まずはじめ①訪問診療の対象外の患者が自宅で亡くなられたとき、遺族はどこに問い合わせればいいか伺う。在宅で亡くなられた方については、診療継続中の疾病で亡くなられた場合を除き、警察によ

る検視の対象となる可能性があります。東栄診療所では訪問診療を受けている患者に限り、自宅での死亡診断に対応しています。したがって、訪問診療の対象外であった方が自宅で亡くなった場合には、死亡診断を行う医師が確保できないケースもあり、原則として警察による検視を受けることとなります。このような場合は、まず119番通報を行っていただき、救急隊が到着後に状況を確認し、必要に応じて警察へ引き継がれる流れとなると思われまます。続きまして②直近3年間の死亡診断の実施件数を伺う。そのうち訪問診療の患者とそれ以外の患者の件数、診療時間内、時間外の件数をそれぞれ伺う。死亡診断の実施件数は53件。うち訪問診療患者27件、それ以外26件、診療時間内26件、それ以外27件。

議長（加藤彰男君）

次に福祉課長の回答を求めます。

福祉課長。

福祉課長（伊藤輝美君）

福祉課の方からは大きな1番の3番と4番、大きな2番の②から④、大きな7番について回答させていただきます。まず、大きな1番の③から答えさせていただきます。現状、介護サービスの利用度が高い方については、週末や祝日はヘルパーの利用ではなく、ショートステイの利用ニーズが高い状況です。しかし、在宅サービスの重要な役割を担う訪問介護であることから、今後、利用のニーズがあったときにサービスの提供が可能になるようサービスの提供時間にかかる体制作りについて検討していきます。次に④です。現在訪問介護事業所は、常勤1名、非常勤4名、嘱託職員2名で構成されています。非常勤職員の4名の時給は平日が1,350円、土曜祝日が1,620円、平均給与月額が4万2,524円です。続きまして2番、暮らしを支える移動手段についての②お達者タクシー助成制度検討の進捗状況について、回答させていただきます。制度の検討の前に、モデル事業として令和6年度に基幹バス予約バスが通っていない地区の65歳以上の高齢者を対象に福祉タクシー券と同等のタクシー券を作成し、その必要性を把握するための事業を3カ月間実施しました。結果は57名のうち2名の利用にとどまりました。この結果を踏まえ、今後検証していきたいと思っております。次に③福祉タクシーの町外医療機関の受診のための利用についてですが、福祉タクシーは町内医療機関への通院等の支援をすることで、健康保持と福祉の向上を図ることを目的としており、町外医療機関受診のための利用は今のところ考えておりません。続いて④です。妊婦に対する遠方の分娩取り扱い施設への交通費および宿泊費支援事業についてですが、東栄町に住所を有する妊婦の方に対して、出産準備金として妊娠届の提出時に7万円、出生届提出後に3万円、こちらは町の商工会商品券となっております。合計10万円を支給しております。その用途については特に定めておりません。次に7番ですが、平和宣言を行うことができるよう、すでに検討しております。以上です。

議長（加藤彰男君）

次に総務課長の回答を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

私からは大きな2番の暮らしを支える移動支援について、町営バスの浜松市佐久間病院への乗り入れを求めたいが認識を伺う。町営バスやJR飯田線を利用いただければ、佐久間病院は受診できるため、浜松市佐久間病院への乗り入れについては考えておりません。そうした需要が多いとは認識しておりませんし、運行の面から見ても運行の拡大延伸には運行経費や車両の確保、運転手の確保、また浜松市との事務的調整など、さまざまな課題があると考えております。次に大きな3番の責任ある財政運営を求めるということで、新庁舎や道の駅を建設する財源があるのか伺う。こちら新庁舎建設についての財源は庁舎建設等基金の約3億円があります。道の駅建設につきましては、構想等具体化しているものではないため、現時点で財源を考える余地はないと思います。次に中期財政計画をいつまでに策定するのか、また切れ目ない財政計画を策定すべきだと認識はあるのか伺うということですが、第7次総合計画の策定に合わせ、財政計画についても策定したいと考えております。また、切れ目ない財政計画の策定は当然必要だと考えております。次に大きな6番の物価高騰対策を求める。町に対し、国の重点支援交付金の残額を活用し、町民への物価高騰対策を求めたいが認識を伺うということですが、今後どういった事業に交付金を活用すべきか検討し、補正予算に計上したいと考えております。次に大きな8番の戸別受信機の貸与拡大を求めるということで、町は屋外スピーカーが聞き取れない、全く聞こえない地域や世帯数を調査、把握しているか伺うということで、聞こえない地域や世帯数を調査したことはございません。次に、屋外スピーカー整備に要した費用を伺うということですが、設計金額ベースで1億3,800万円ほど要しております。次に戸別受信機を希望者または全戸に貸与することを求めたいが認識を伺う。こちら現制度を変更する予定はございません。

議長（加藤彰男君）

次に経済課長の回答を求めます

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

経済課からは4番目の不適切なわなを使用した者への処分は公平だったのかと、5番目の公文書の非開示問題について回答させていただきます。まず4番目の不適切なわなを使用した者への処分は公平だったのかということに関しまして、1つ目の質問で町は2名の従事者には警告なく許可を取り消し、1名には警告でとどめたものと理解してよいかというご質問ですが、これにつきましては補足説明になろうかと思いますが、開示した備忘録には記載がない内容としまして、許可の取り消しを行った2名に関しましても、同様に改

善が見られなかった場合には許可を取り消す。そういった旨を口頭で伝えております。あとの1名については、警告の後、警察からの指摘があり、本人が駆除を自粛しております。自粛中に従事者証の更新日を迎え、警察からの処分が出ていない中で有害鳥獣駆除の許可証を与えるべきでないことは、猟友会、鳥獣保護員、経済課とともに共通の見解でございました。よってその後の従事者証を交付せず取り消しと同様の状態となっております。2つ目の質問で3名への処分は公平だったのか、改めて認識を伺うということでございました。取り消しを行った2名と後の1名とは経緯が異なっております。そこに至る対応も異なっており、公平かどうかと比較することはできないと考えております。次に、大きな5、公文書の非開示問題について回答します。経済課はなぜ条例改正前の古い条文を誤って適用したのか。原因と今後の対策を伺うというご質問でした。情報公開条例の改正につきましては、他の条例の制定に伴ってなされたものでございまして、その内容を正確に把握することができておらず、改正されたことを認識していなかったために旧条文を根拠とするに至りました。改めてお詫び申し上げます。今後は同様の過ちを繰り返さないように例規集の最新版の確認に努めていきたいと思っております。また、当該対応事例としまして、役場内で共有させていただきました。

議長（加藤彰男君）

以上で執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして再質問はございますか。

浅尾議員。

議長（加藤彰男君）

ご答弁いただきました。まず1点目の医療介護の問題の検視の件でお尋ねしたいと思います。ただいま、直近の3年間の死亡診断の実施件数を教えていただきました。訪問診療を行っている方が27名で行っていない方が16名と、訪問診療外の方を相当数受け入れておられるということが分かりました。どういう事情であれば、訪問診療を受けていなくても死亡診断をしてもらえるのか、お分かりになれば教えてください。

議長（加藤彰男君）

診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

基本的には東栄診療所は在宅療養中で通院困難な患者に対して、医師が在宅で定期的に訪問して緊急連絡が取れ、24時間往診できる体制の診療所となっております。ですので、それ以外につきましては、基本的には119番に電話して対応していただくことになると思っております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

緊急に対応したというような件数ではなくてですね、訪問診療を受けて見える方が27人で受けていない方が16人と、大きなボリュームを訪問診療を受けていない方が占めているということについて伺っているんです。町民の皆さんは就寝中ですか食事中等、ご高齢の方であれば日常の中である日突然息を引き取るということがあります。穏やかに亡くなったのに警察の立ち会いだ、現場検証、通帳を調べられる、まるで犯人扱いされているようだというようなご遺族の方もおられます。そういった対応をしてほしくない。できるのであれば死亡診断を受けたいというのが切実な思いなんです。3年間で16人の訪問診療を受けていない方への診療実績があるということですね、診療所として訪問診療の外の方にも死亡診断ができるという実績だというふうに理解いたします。私はですね、診療所がご遺族からお話を聞いて、この数字で表れているように対応可能な範囲で訪問診療外の亡くなった患者さんへの死亡診断を行ってほしいと考えますけれども、町の認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

私、医者じゃないものですから、答えられる範囲で答えさせていただきます。定期通院している病名の方で急死するような病状じゃない方は多分予測できない死因となると思われまますので、そういった方がもし先生が見てもですね、多分救急車要請か検視になると思われまます。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

検視になるかもしれません。ですけれども、持病との因果関係が確認できるかもしれません。せめて話だけでも聞いていただきたいというふうに思うんです。診療所では時間外の対応がですね、現在訪問診療の患者さんに対しては24時間365日行っておられると伺います。その在宅医療体制の中で、せめて亡くなった方の連絡の電話だけでも受けていただけないでしょうか。せめてそのための電話番号を周知していただけないか、その点をお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

在宅療養支援診療所ということで、訪問診療を患者さんのみ、そう対応させていただきます。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

しかし実際には、訪問診療外の方に16人死亡診断をしてくださっているわけです。この対応を1人でも多くの希望する方に受けてほしいということを申し上げているわけです。引き続き検討を求めます。続いてですね、財政について3問目の再質問です。新庁舎建設のための基金が3億円ということで、やはり不十分であるというふうに私は考えます。今現在、新庁舎建設というのはいくらぐらいかかるものなのかということをお簡単にですけれども、インターネットで人口数千人規模の自治体で近年計画されている新庁舎建設の基本構想の概算事業費でありますとか、決算額などから調べたものを6例紹介したいと思います。まず人口4,500人の北海道佐呂間町が28億円。北海道内江町、人口4,600人21億円。宮崎県牟田町3,100人の25億円。沖縄県竹富町4,100人で29億円。山梨県西桂町3,600人で18億円。岐阜県白川村1,400人で22億円。このような資料が目に入りました。町がこれから新たな庁舎を建てるとした場合、建設費の高騰のもと、この20億程度の規模になるのではないかと私は考えるんです。人口減少が進んでおり、歳入を増やす見込みがない東栄町において、新庁舎、道の駅など大型の箱物事業を続ければ、北海道の北見市のように深刻な財政危機に陥りかねないと思うんです。そこで提案したいということが1つございます。一方、私がインターネットで見たのは、人口800人の長野県王滝村。役場を旧中学校に移転しています。また、人口6,000人の神奈川県真鶴町。役場機能を、2つの公共施設で分散移転すると報じられています。また、一昨年の私たちの町議会で視察した長野県根羽村では、旧福祉施設を5億円余りで改修して新庁舎として活用していました。今、喫緊の課題は、大規模な地震で倒壊損壊する危険性が高いこの庁舎から、役場機能と町職員を安全な場所に移すことだと考えます。新庁舎建設より既存施設への移転、分散移転、真剣に検討するべきではないでしょうか。お伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。そのために次の計画です。ね、そのことを住民の皆さん、議会にもご相談をさせていただいて、最善の方法をとっていきたいと思っています。今、他市町村の状況を人口規模でお話をさせていただきました。

が、その時の実情によってもですね、当然違うわけでありまして。建設時期は多分違うと思いますので、それを私どももしっかり考えていきたいと思っておりますし、過去から庁舎の問題はですね、今愛知県の中で、以前も言いましたが、東栄町だけが耐震ができてない庁舎であります。このことは国県においてもですね、ご指導いただいておりますので、しっかりこれに向かって、まだ基本構想ができていないわけではありませぬので、その方向に向かってですね、考えていきたいと思っております。しかしながら、以前浅尾議員が言われたとおり、現庁舎をですね、将来において使えるかというところ、以前も耐震は数年前にやっておりますが、非常にそういう状況では無理があるというところでもありますので、現在いろんなことを考え、当然手狭になった状況の中でひだまりプラザに行った福祉課、教育委員会についてはB&Gに移っておりますが、そういった分散型もですね、当然考えていかなければいけないというふうに思っております。財政の状況もですね、非常に厳しいわけでありまして。私どもは合併しなかったもので、その財源がございませぬ。したがって、防災減災のですね、防災計画の中に庁舎の機能というのは災害対策本部としての位置付けがありますので、しっかり財源のことについてはですね、基金を含め、一般財源は当然非常に厳しい状況でありますので、減災等の借入れの状況もですね、国はしっかり立てていただいておりますので、その財源も見つけながら、将来において安全安心を守れるようなですね、庁舎の建設に向けてですね、また議会も含め住民の皆さんとも議論をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

新庁舎建設というのは、町の財政の上では本当に重大なことです。新築にこだわらずに議論していただきたいということをお知らせしたかったと思っております。続いてですね、防災行政無線に関する再質問をいたします。町が今回屋外スピーカーが聞き取れないという地域を調査していないと、そのように言われました。屋外スピーカーの設置に関する費用は、1億3,800万円ほどということがございましたけれども、それだけの公金を投じて使った事業についてですね、その効果を検証していないということは、私は大問題だと思います。1つご紹介したいのは、以前町民の方が情報公開請求で得た資料なんですけれども、これは令和3年2月の防災行政無線システムの導入にあたって制作された屋外拡声支局音達図案という資料でございます。この東栄町の地図の中に網掛けになっている、丸で囲んで網掛けになっているという部分が、スピーカーの音が届く部分ということだと理解しておりますが、ご覧いただくとわかるように、全域を網羅するというものではないんですね。もともと町内みんなが聞こえるような計画ではないということです。例えば御園ですとか足込はほとんどが広い地域でありますので空白地帯です。柿野は設置がゼロであります。古戸は国道沿い4キロにわたって空白地帯、人口密集地の下川の金紫付近も空白となっております。初めから全く聞こえないという前提で作られている計画だった

んです。全体としてですね、6億円近い費用をかけてこの防災行政無線の再整備を行ったわけなんですけれども、私が現在町内で行っているアンケートにですね、お答えいただいた方が、昨日までで48通お返事いただいたんですけれども、屋外スピーカーが聞こえるという方4人、聞こえるが聞き取れないという方27人、全く聞こえないという方16人、無回答が1人でありました。そして戸別受信機の貸与についてどう思うかというお尋ねには、このままでよいが4人、全戸に配布すべきだ24人、希望者に配布すべきだ19人、無回答がお1人でありました。私が個人的に公に行っているものではなくてですね、任意のアンケートでありますので、回答される方もみんなに聞いているというわけではないのかもしれないけれども、これだけの方が少なくとも戸別受信機の配布を求めていますし、またスピーカーが聞き取れないか、聞こえないという方がおられるわけです。6億円近い費を投じてですね、町長にお尋ねしたいんですけれども、町民はこの町の防災行政無線に満足しているとお考えでしょうか。その点をお聞かせください。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

これは何度もお答えをさせていただいておりますが、以前から8つのツールでですね、お知らせをしておるという状況がありますので、特に行政側がお伝えをする、一般的な行政の放送とですね、それから緊急時の状況とは全く別問題というふうに思っていますので、その緊急時の状況の中で、屋外スピーカーについては、以前から含めば30カ所に増やさせていただいたという状況でありますので、おっしゃる通り、設置の状況の時には、今お示しをさせていただいたとおり、業者を含めた状況の中で調査をしておりますので、その状況の中で最善のところに屋外スピーカーをつけさせていただいたという状況です。それから普段の状況については、先ほど佐々木議員のお話の中にもありましたように、戸別受信機ですべてが対応できるという状況では今ないというふうに思っておりますので、そこらへんも含めてですね、先ほど言ったように戸別受信機で対応できるもの、例えば屋外に出ると戸別受信機を持ってないところはどうかという話になりますので、その辺のところにつきましてはですね、それぞれのご意見等を含めまして、新たな我々の基本的になる放送設備を、再度お金をかけてやるということはできないと思いますが、しっかりその辺のところも含めてですね、再度戸別受信機が必要という場合であればですね、佐々木議員がお話をしたとおり、有償での対応という状況が、それでも望むということであればですね、その辺のところも検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

有償でもという方はおられます。ぜひご検討いただきたいというふうに思います。そしてですね、この戸別受信機の貸与の拡大についての質問としてお尋ねしたいんですが、先ほど佐々木議員の質問に対してですね、町の答弁がありました。高齢の方で避難を呼びかけてもご自分で避難することが困難だということを理由としてですね、戸別受信機を貸与しないという判断に至っているものと理解いたしました。私はこの答弁を聞いて大変悲しくなりました。自分で避難できない方だったら、情報伝達する優先順位は低いのでしょうか。逆だということを申し上げたいと思います。今日はですね、傍聴席に私の義理の両親が来ておられます。そしてですね、今、新城市にお住まいの2人なんですけれども、自宅では戸別受信機がある。でも東栄町に移住すればですね、貸与の対象にならないという方々になるんですけれども、80代のお2人で今日役場に一緒に来る時にですね、以前より車の乗り降りに時間がかかると、階段を上るのにも時間がかかると。そういうことに、私は気付いて本当に衝撃を受けました。1日1日と人間の状態というのは変わっていくというふうに思います。だからこそ、避難がですね、1人でできないという方であれば、やはり、だからこそ早く情報を伝えて、早く避難の準備をしていただくということが大事なのではないのでしょうか。町民の中の高齢者の方からはですね、不安なんだという声を本当に聞くんです。情報が伝わらないということは避難できるかできないかということ以上に本当に不安なんです。何が起きているか分からないということは恐れにつながります。1人で避難できないからではなくて、1人で避難できない方だからこそ、早く情報を届ける必要があると私考えるんですけれども、町はどのようにお考えでしょうか。もう一度お伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

福祉避難計画はそういう人たちのためにですね、福祉課の方でその状況をしていると思います。民生員の方に関わっていただいたりしてですね、そういう状況をやっておると思っていますので、先ほど佐々木議員に言われたことの受け止め方が、私どもと認識が違うのでお答えのしようがありませんが、そういう人たちのための計画もまたあって、そのために私どもがですね、福祉避難計画を立てていると思いますので、その辺のところもしっかり認識をしていただきたいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

計画があるかないかと、ご自宅に戸別受信機があるかないかというのは、全く別の問題なんです。要介護認定を受けていなくても、要支援の認定を受けていなくても、やはりお

年をとってこれれば移動に時間がかかるということは、当然想定されるものだと思うんです。要介護の条件にですね、こだわらずに、やはり高齢者の方、また希望する方には戸別受信機拡大していただきたいと思うんです。どうしても駄目なんでしょうか。もう一度教えてください。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

計画の中での状況は先ほど言いましたように、戸別受信機にこだわっておられるようですが、他の手段もありますので、その辺も含めて全体をですね、情報が伝わらないという状況ではないと私は思いますので、戸別受信機がすべていいということではないと思っていますので、よろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ご答弁いただきました。町民の皆さんですね、お話を伺うと戸別受信機がなくなったので不安だと。もともとあったのでなくなったので不安だということなんです。その不安の声に答えるべきだと私は思うんです。6億円近くかけて整備した事業がですね、住民の満足置き去りにしたのになってしまっていては、いくらかけても効果は得られないというふうに思うんです。その住民の満足、住民の不安に答えないという町政でですね、これから新庁舎を建設しようとしたら、一体どのような庁舎になるのかということは私は不安でなりません。町民の安全安心、そして満足、それ以上に重視することなんてないと私は思うんです。今後ですね、村上町政がどういった方向に向かっていくのか。住民サービスを守り、そして町民の財産を守るという立場で、全力で監視に努めたいというふうに思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で3番浅尾もと子議員の質問を終わります。ここで次の質問まで休憩といたします。短いですが次の質問は1時50分ですね。1時50分再開です。

----- 4番 櫻井孝憲 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それではよろしいでしょうか。一般質問を再開いたします。次に、4番櫻井孝憲議員の質問を許します。

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

4 番櫻井孝憲です。議長の許可のもと、一問一答方式で一般質問させていただきます。東栄町消防団について。以前には南海トラフ地震などの対応について質問させていただきましたが、今回はそのような大規模災害への対応の要となる消防団について質問させていただきます。東栄町消防団は地域災害の重要な役割を担うと思っております。地域住民の安全確保、火災の初期消火、避難誘導など、さまざまな状況に対応した活動が期待されております。東栄町の総合計画の基本目標には、安全安心に暮らせるまちづくりということが掲げられており、地震対策や防火対策などを強化し、災害や火災からの被害を最小限に抑えるとともに、町民の生命と財産を守ると謳われています。東栄町消防団が防災において非常に重要な役割を担う中で、団員の減少、詰所の老朽化が懸念されておりますが、今後は詰所の統廃合をはじめとした管理コストの見直しや、団員の適正な配置などが必要かと思われまます。1 番に質問させていただきます。改めてですが、整理したいので地震などの大災害が発生した場合、消防署、消防団、防災士、社協、自衛隊または自主防災組織など、それぞれの役割と連携について、基本的な考えを伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

地震などの大災害が発生した場合は、消防署消防団は連携して避難の安全確保をはじめ、消火活動や人命救助活動等行っていただきます。防災士につきましては、自主防災会と連携して初期消火の実施、地域内の被害状況の情報収集、救出救護の実施および協力、住民に対する避難命令の伝達、集団避難の実施、避難所の管理運営等を行っていただきます。社会福祉協議会につきましては、町と連携して、災害ボランティアセンターの設置および運営に当たっていただきます。自衛隊につきましては、派遣要請に基づき派遣を受けた場合には、人命救助活動を最優先に行っていただきます。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

それぞれの役割は分かりました。頭の中ではイメージは湧きますけれども、実際そのように本当に動くことができるのかと考えております。自主防災組織を含めて、連携について訓練等を実施して対応できているのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず消防署と消防団につきましては、郡の消防連合会で訓練テーマを決めて隔年で訓練を実施しております。防災士と自主防災組織につきましては、町の防災訓練の折にそれぞれ役割の確認と訓練等を行っていただいております。社協と町につきましては、防災訓練の当日にボランティアセンターの設置、運営訓練等を行っております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。やっぱり、身のある訓練をすることでそういった反省点だとか、どうしていったらいいかというのが出てくると思いますし、やはりマンパワーだとか大きな力がある自衛隊などにはどのように入ってもらうかだとか、対策ができると思うんです。地域総合防災力のこれから強化のために、やはり消防団と自主防災組織が連携した活動が重要だと思います。いつ起きるか分からない大地震に対応するためにも、地域の防災力を高めるために、実のある防災訓練を今後実施して行ってほしいなと思っております。では、次の質問で2番目に移ります。消防団員の人数が減少していることに対してどうお考えか、また支援隊、足込班と消防団との違いは何か伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

人口減少や少子高齢化が進む中、消防団の基本団員の減少は今後も続くものと考えております。そのような状況に対応するため、地域支援団員制度や消防団員の再任用制度を創設して対応しているところであります。支援団員足込班の消防団との違いにつきましては、支援団員は有事の際または分団の依頼に応じた活動をしますが、足込班につきましては、試行期間中ではありますが、消防団の本団の直轄の班として、基本団員を定年となった再任用団員で構成しており、毎月のポンプ点検をはじめとした活動内容等は基本団員と同じです。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。確認ですが、消防団の再任用制度で採用された方は、本団直轄所属ということになり、すべて今のところ足込班と呼ばれているものになるのか、また足込班も任期は50歳までなのか伺いたいと思います。また、足込班は誰の指揮の下で動くのか、組織の位置づけを伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

足込班につきましては、基本団員を退職された再任用隊員のみで組織された消防団本団の直轄の班となっております。先ほどお答えしたと重複する部分もありますが、現在試行期間中ではありますが、年齢制限は50歳までです。再任用期間は現在は最長5年となっております。活動内容としましては、足込詰所及び機材の管理、ポンプ点検や車両の走行確認、足込区内の消火栓、格納箱の点検などとなっております。基本団員と同じ活動をしていただいております。指揮系統は本団直轄の班でありますので、団長及び副団長が指揮することとなります。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

分かりました。足込班という名称も役割も含めて恥ずかしながらその存在すら僕もあんまり詳しく知らなかったんですが、その存在すら知らない町民の方も多と思うんです。防災活動において重要な役割を担っている足込班についてぜひ周知して行ってほしいなと思っております。ここからが質問なんですが、消防団員の減少についてなんですが、再任用制度で採用する任期の年齢の幅を延長することは可能かどうかということで伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

現在の任期の関係でありますけれども、消防団の組織検討委員会の中で出されたものがあります。そういった延長に関しても、やはり組織検討委員会の方で検討して、延長など今後どうしていくのか、また検討していきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。やはり消防団が円滑な防災活動をするためには、今いる団員、支援団員、または再任用制度での数が足りなくなるってのが、人数が少なくなるというのは、やはり動きが悪くなってくるので、やっぱり任期の延長を検討していくことも今後必要だと思いますので、早急に検討して対応してほしいと思っております。3 番目、次の質問にいかせていただきます。消防団詰所について耐震性に問題はないのか。また老朽化に対してどう認識しているのか。さらに維持コストの削減や人員配置の適正化を考えて、詰所の統廃合などの計画があるのか。例えば私は古戸在住なんですが、古戸の詰所の場合、団員が 1 名しかいないんですが、有事の際に消防車両を動かすには 2 名以上必要と決められておると思うんです。どのように対応するのか伺います。また、古戸の詰所と同じような詰所は他にもあるのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

詰所の耐震性につきましては、詰所の半数以上が昭和 56 年以前に建設されており、耐震性がありません。老朽化も進んでおります。現在、詰所の統廃合計画はありませんが、今後は消防団と検討し、団員の減少が進む中、詰所の統廃合を計画的に進めていかなければならない時期が来ると考えております。また、やはり今議員言われたように、支援団員も少ないような状況でありますので、やはり今後は統廃合を計画的に、消防団と検討しながら進めていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。2 名以上の、消防車両を動かすのに 2 名以上でということなんですが、2 名以上の中に支援団員が含まれていたら、それでも動かすことは可能かどうかと伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

支援団員の方でも 2 名おられれば、積載車を出していけるように今は運用しております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

古戸の詰所では、確か支援団員が1人2人だったと思うんです。もちろん詰所では消防の車両が運用だけではなくて、災害時の皆さんというか、古戸の活動の動きたいという、そういった集合する場所でもあると思っており、また災害対策をする場所でも、その詰所があると思うんです。ただ、車両を動かすだけというものではなくて。やはりその地域の人の災害予防の対応する気持ちのよりどころでも、詰所というのは、実際車両を保管している場所というだけじゃなくて、心のよりどころでもあるので、なかなか統廃合というのは本当に慎重に区の人たちとの話し合いを進める中で進めていってほしいなと思っております。ただ、やはり消防車両を地元古戸の人で動かすことができないのであれば、なかなか支援団員がずっとそこへ行って、すぐ何かあった有事の際にかけつけて動けるといことは、なかなかないかなと思っておるところです。そういった場合、動かすことが古戸でできないのであれば、やはり消防車両をさらに耐震の効いていない古戸の詰所へ待機させておく必要もないと思うんです。検討もよろしく願いいたします。次に4番の質問にさせていただきますが、防災服などの消防団の装備や車両数は適正か。またそれが適正かどうかの確認はされているのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

装備や資機材につきましては、地域性や分団の体制等を考えて、適正に配置しております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

今後やっぱり現状を踏まえたことを考えますと、少人数での運用も考えての装備だとか、資機材を考えていくことが必要かなと思っております。例えば、この間の足込班のところの詰所にあった軽トラのポンプ車なんか有効かなと思ったんですが、いろいろな話を伺って、消防ポンプと軽トラポンプ車はそれぞれ異なる特徴を持っていて、軽トラポンプ車は狭い道だとか山道も機動的、そしてコスト面でも優れておると思うんです。少人数で操作できるなど有意義な点も多いと思います。車両の老朽化のために新規購入を考えるのであれば、軽トラのポンプ車を導入するなど、今後もそういった少人数でも動かせられ

る、対応できるということを考えながら、想定していったほしいなと思っております。最後の質問になるんですが、5番、消防団員の募集についての広報活動をされているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

消防団の活動におきましては、広報誌において、訓練の様子や観閲式の様子などを紹介をしております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

現状、広報誌だけで十分とかではなくて、やはり消防団のやりがいや重要さを町民だとかさらに子どもたち、お父さんがそういうふうにやっていたらやっぱりすごいなと子供たちは思ったり、それをお父さんや家族が見たら自負心、自尊心じゃないんですが、やっぱりやりがいも感じると思うんです。そうやってアピールできるよう、SNSを使った広報活動をしたり、福利厚生のような、例えば消防団員に何か特典があるような、例えばですけどうえい温泉の割引制度など、町をあげての応援プランがあってもいいのではないかなと思っております。消防団は東栄町の人命や財産を守る最も大事な組織だと思います。消防団員が増えることはなかなか厳しいと思うんですが、今いる団員の方が自分らの地域は自ら守るという郷土愛の精神がさらに強く持続できるよう、町も全面的にバックアップできるよう工夫する必要があると思いますので、よろしく願いいたします。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤彰男君）

以上で4番櫻井孝憲議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終了いたします。傍聴の皆さんもありがとうございました。次回は会期日程に基づき、17日火曜日午前10時より常任委員会を行います。本日はこれにて散会といたします。